

一般社団法人 CDX 協議会

会員費に関する細則

2026 年 6 月 8 日 改訂

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人 CDX 協議会定款第 7 条第 2 項の規定に基づき、一般社団法人 CDX 協議会の会員費に関する必要事項を定めることを目的とする。

第 2 章 会員費

(入会方法)

第 2 条 入会を希望する者は会員規程の定めに従って入会の承認を得た後、遅滞なく入会年度の会員費を納入しなければならない。期の途中入会においても会費(年額)を納入するものとする。

2. 事務局は、入会承認後、入会年度の会員費の納入を確認し、入会を希望した者に対し入会通知書を発行する。入会通知書の発行期日をもって会員の資格を生ずるものとする。

(会員費の金額)

第 3 条 会員は、承認された会員種別に基づき、本細則の別表に定める会員費を支払う。

(会員費の納入方法)

第 4 条 会員費の納入方法は、別に定める銀行への振込みとする。

2. 会員費の納入に要する銀行振込み手数料は、入会を希望する者又は会員の負担とする。

(細則の改廃)

第 5 条本細則の改廃は、社員総会の決議による。

別表「会員種別と会員費」

会員種別	入会金(入会時)	会費(年額)
幹事会員	なし	1,000,000 円
正会員	なし	600,000 円
一般会員	なし	なし
自治体会員	なし	なし
賛助会員	なし	なし
学術会員	なし	なし

※コンパクトスマートシティプラットフォーム（CSPF）の利用を行う場合、別途コンパクトスマートシティプラットフォーム利用規約に規定されるライセンス料（API 利用料金）を支払うものとする。

附則 この細則は、2026 年 6 月 8 日より施行する。